

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

ぎふ少子化対策県民連携会議規則

(少子化対策課)

ページ
一

号外 (14) 平成二十五年 四月 一日

規 則

ぎふ少子化対策県民連携会議規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十三号

ぎふ少子化対策県民連携会議規則

(趣旨)

第一条 この規則は、安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例(平成十九年岐阜県条例第十一号。以下「条例」という。)(第九条の規定に基づき、条例第八条第一項のぎふ少子化対策県民連携会議(以下「県民連携会議」という。)(組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 県民連携会議は、次の事項を調査審議する。

- 一 条例第七条第一項に規定する基本計画に関すること。
- 二 県が行う少子化対策に関すること。

三 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)(第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画その他子ども・子育て支援の施策に関すること。

(組織)

第三条 県民連携会議は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 県民連携会議に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、県民連携会議を代表する。

3 県民連携会議に副会長を置き、会長が指名する。

4 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 県民連携会議の会議は、会長が招集する。

2 県民連携会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(専門委員)

第七条 県民連携会議に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 第四条の規定は、専門委員の任期について準用する。

(部会)

第八条 県民連携会議は、特定の事項を審議するため、次の部会を置く。

一 少子化対策基本条例・計画部会

二 子育て家庭応援部会

三 仕事と家庭両立部会

四 地域における支援部会

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、知事が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、部会を代表する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員から

あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 部会は、必要があると認めるときは、特に専門の事項を調査するため、専門家会議を置くことができる。

7 第六条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第九条 県民連携会議の庶務は、環境生活部少子化対策課において処理する。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、県民連携会議及び部会の組織及び運営について必要な事項は、会長が県民連携会議に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。